第五十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の表第五条の四第二項の項を次のように改める。

第五条の四第二項	五百六十八万八千円	六百三十八万七千円
当該扶養親族等	五、九三七、〇〇〇円	六、六三六、〇〇〇円

第五十二条第一項の表第六条の四第一項の項及び第六条の四第二項の項を次のように改める。

第六条の四第一項	百三十万二千円	百六十九万五千円
に当該扶養親族等	三十三万円	三十八万円
当該老人控除対象配偶者	当該同一生計配偶者	
三十九万円	四十八万円	
第六条の四第二項	三百二十万四千円	三百五十万千円
当該扶養親族等	三、四五三、〇〇〇円	三、七五〇、〇〇〇円

第五十二条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法の規定の適用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十六条第一項中「控除対象配偶者」とあるのは、「同一生計配偶者」とする。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「に当該扶養親族等」の下に「（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族（三十歳以上七十歳未満の者に限る。次項において「特定年齢扶養親族」という。）にあっては、同法に規定する控除対象扶養親族（次項において単に「控除対象扶養親族」という。）に限る。）」を加え、「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、同条第二項中「当該扶養親族等」の下に「（特定年齢扶養親族にあっては、控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第四条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「に当該扶養親族等」の下に「（所得税法に規定する扶養親族（三十歳以上七十歳未満の者に限る。同号ロにおいて「特定年齢扶養親族」という。）にあっては、同法に規定する控除対象扶養親族」という。）に限る。）」を加える。

第十九条第一項第二号ロ中「の扶養親族等」の下に「（特定年齢扶養親族にあっては、控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行令（次項において「新国民年金法施行令」という。）第五条の四の規定は、令和六年十月以後の月分の国民年金法第三十六条の三第一項の規定による障害基礎年金の支給停止について適用し、同年九月以前の月分の当該障害基礎年金の支給停止については、なお従前の例による。

2　新国民年金法施行令第六条の七及び第六条の八の二から第六条の九の二までの規定は、それぞれ国民年金の保険料を納付することを要しないものとすべき月が令和六年度における国民年金法第九十条第一項第一号の厚生労働省令で定める月（以下この項において「基準月」という。）の翌月以後である場合における当該保険料の免除について適用し、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が基準月以前である場合における当該保険料の免除については、なお従前の例による。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条第二項の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令第六条の四の規定は、令和六年八月以後の月分の旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項の規定による老齢福祉年金の支給停止について適用し、同年七月以前の月分の当該老齢福祉年金の支給停止については、なお従前の例による。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第二条の規定は、令和六年十月以後の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条の規定による特別障害給付金の支給の制限について適用し、同年九月以前の月分の当該特別障害給付金の支給の制限については、なお従前の例による。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第八条の規定は、令和六年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第十五条第一項の規定による障害年金生活者支援給付金及び同法第二十条第一項の規定による遺族年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該障害年金生活者支援給付金及び当該遺族年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄